

# 新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、「新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務」を実施するに当たり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が必要であることから、最も適切な創造力、企画力、運営経験などを有する事業者に委託するために実施する企画提案公募（プロポーザル）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 目 的

新型コロナウイルス感染症の収束の切り札であるワクチン接種を積極的に推進し、社会経済活動の再開を見据えた歩みを着実に進めていくことが必要であるが、その一方、引き続き気を緩めることなく、感染防止対策の徹底、感染やワクチン接種等をめぐる差別等の防止、解消等を図る取組みも不可欠である。

このようなことから、感染第5波への備え及び感染症収束に向けた県民への広報啓発を多様な媒体を活用して効果的かつ集中的に展開する。

## 3 業務概要

### (1) 名 称

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務

### (2) 内 容

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

## 4 委託料上限額

29,800,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

※ この金額は、本業務の調達における委託料の上限額を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 当初契約において定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合は、原則として受託者の負担とする。

※ 参考見積書に記載された見積価格がこの金額を超える場合は、審査の対象外とする。

## 5 参加者の資格に関する要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 愛媛県（以下「県」という。）の令和2～4年度競争入札参加資格者一覧に登録されている者又は企画提案書提出時まで登録を得る見込みの者であること。

(3) 企画提案書の受付期間中において、県から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。

(4) そのほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）、

民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人。

イ 参加者又は参加者の代表役員等及び一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）及びその利益となる活動を行う者であること。

- (5) 宗教活動や政治活動を目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有しており、県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (7) 過去3年間に国や地方自治体等から、類似・関連業務を受託した実績を有する者であること。

## 6 共同企業体での参加

- (1) 複数で共同企業体（以下「JV」という。）を組織し、本企画提案に参加できるものとする。ただし、JVの代表者は、上記5(1)から(6)までの資格要件を全て満たし、JVの全ての構成員は、上記5(1)から(5)までの資格要件を全て満たしていること。また、代表者又は構成員のいずれかに上記5(7)の資格要件を満たしている者が含まれていること。
- (2) JVの構成員である者は、単独で本企画提案に参加することはできない。

## 7 スケジュール（予定）

内 容	日 時 ・ 期 間	摘 要
公募開始、実施要領等の公開	令和3年7月19日（月）	県ホームページで公開
参加申込書受付期間	令和3年7月19日（月）から 同年7月26日（月）17時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加申込書（様式1）</li> <li>・会社概要書（様式3）</li> <li>・会社のパンフレット</li> <li>・受託実績報告書（様式4）</li> <li>・業務実施体制報告書（様式5）</li> </ul> ※ 共同企業体の場合 委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式2）、委託業務共同企業体に係る委任事項（様式2-1）
説明会	令和3年7月28日（水）	10に記載のとおり
質問受付期間	令和3年7月28日（水）から 同年8月2日（月）17時まで	8に記載のとおり
質問回答期間	令和3年8月5日（木）	8に記載のとおり
企画提案書の提出期限	令和3年8月17日（火）17時まで	9に記載のとおり
一次審査（書類審査）結果通知	令和3年8月20日（金）	12に記載のとおり
プレゼンテーション審査	令和3年8月24日（火）	13に記載のとおり
最終選定結果通知	令和3年8月27日（金）	

## 8 質問及び回答等

- (1) 質問は、新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務質問書（様式6）により作成の上、質問受付期間内（令和3年7月28日（水）から同年8月2日（月）17時まで）に、電子メールにより下記のメールアドレス宛てに提出すること。（電話、FAX等その他の方法では受け付けない。）  
メールの件名は、「コロナ対策広報啓発業務質問書」とし、続けて事業者名を記載するなど、他の電子メールと判別しやすい件名とすること。  
【提出先】  
愛媛県 県民環境部 県民生活局 人権対策課 人権啓発係  
メール：jinkentaisaku@pref.ehime.lg.jp
- (2) 質問が複数ある場合、一度にまとめて質問するように努めること。
- (3) 質問及び回答については、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールにより通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものと県が認める場合は、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 企画提案書の記載内容に関する質問、審査基準に関する質問、他の参加申込者からの企画提案書の提出状況に関する質問、積算に関する質問、受付期間を過ぎた質問等、公平性の確保及び公正な選考に支障が生じると県が認める場合は回答しない。

## 9 企画提案の募集手続

企画提案に参加を希望する者は、下記【提出書類等】に掲げる書類等をそれぞれの提出期限までに、持参又は郵送により下記【提出先】へ提出することとし、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、提出先への電話により受領の確認を行うこと。

なお、参加申込書の提出及び説明会への出席は、企画提案候補者の必須条件とする。

### 【提出書類等】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務参加申込書（様式1） 1部  
提出期限：令和3年7月26日（月）17時
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式2） 1部  
提出期限：令和3年7月26日（月）17時  
※ 委託業務共同企業体として参加する場合に提出すること。併せて、新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務委託業務共同企業体に係る委任事項（様式2-1）に必要事項を記載して提出すること。新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務委託業務共同企業体協定書（様式2-2）は、契約締結時に提出して差し支えない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務会社概要書（様式3） 1部  
提出期限：令和3年7月26日（月）17時
- (4) 会社のパンフレット 1部  
共同企業体は、構成員である各会社のパンフレット（各1部）も提出すること。  
提出期限：令和3年7月26日（月）17時
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務受託実績報告書（様式4） 1部

- 提出期限：令和3年7月26日（月）17時
- (6) 業務実施体制報告書（様式5） 1部  
提出期限：令和3年7月26日（月）17時
- (7) 企画提案書（紙媒体10部、電子媒体1部）  
提出期限：令和3年8月17日（火）17時  
※ 詳細は、下記11のとおり。
- (8) 参考見積書（1部）  
提出期限 令和3年8月17日（火）17時  
※ 見積金額は、消費税及び地方消費税額を含む額で記載するとともに、内訳を記載し、代表者印を押印すること。  
※ 見積金額は委託料上限額を超えないこと。  
※ 見積額は「一式」と記載するのではなく、提案の内容に応じて、積算の根拠（単価、数量、人数等）を具体的に記載すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務参加辞退届（様式7）  
参加を辞退する場合に提出すること。  
なお、企画提案書提出期限日から契約締結日までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様に提出すること。  
おって、参加を辞退した場合でも、提出された書類は返却しない。

#### 【提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県 県民環境部 県民生活局 人権対策課 人権啓発係  
電話：089-912-2456 FAX：089-934-4522  
メール：jinkentaisaku@pref.ehime.lg.jp

## 10 説明会

- (1) 説明会については、参加申込書の提出があった者（以下「応募者」という。）に対して、別途、開催日時、会場等を電子メールにより通知する。
- (2) 説明会への参加は、応募者1者につき2名以内とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じて、説明会の開催方法をオンライン開催とするなど、変更する場合があるので、留意すること。  
その場合は、別途、応募者に通知する。

## 11 企画提案書

- (1) 書式等
  - ア A4版、カラー印刷、用紙の向きは縦、左とじとして、ページ番号を付すこと。A3サイズの資料がある場合は、片袖折（Z折）とすること。
  - イ 企画提案書は、紙媒体で10部、電子媒体で1部提出すること。
  - ウ 企画提案書のページ数に制限はないが、プレゼンテーションの説明時間（15分）を勘案して記載量を適宜調整すること。
  - エ 散逸しないような形でつづること。
- (2) 記載内容  
企画提案書は、以下の項目について、考え方も含めて素案を記載すること。  
また、提案のイメージを理解しやすいよう、イラスト、絵、写真などを使用して差し支えない。
  - ア 総合的な基本コンセプト及びキャッチコピー
  - イ 手法や媒体等の内容及びそのターゲット

- ウ 数値目標及び事業の効果を把握するための手法
- エ 業務執行体制（人員配置、配置予定者等）
- オ スケジュール
- カ 独自提案（特にアピールする点等）

(3) 留意事項

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現とすること。
- イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ウ 企画提案公募（プロポーザル）は、契約候補者の特定を目的に実施するもので、契約後の業務において、必ずしも提案内容に沿った事業を実施するものではない。
- エ 企画提案書の再提出は、上記9(7)の提出期限内に限り認める。
- オ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

## 12 一次審査（書類審査）

(1) 実施方法

事前審査において、各応募者の応募資格要件及び提出書類の不備等を確認した結果、応募資格要件を満たし、提出書類に不備等がないと認められれば選考対象とする。

応募者多数（11者以上）の場合は、一次審査（書類審査）を行い、審査を通過した者のみ、プレゼンテーション審査を実施し、応募者が10者以下の場合は、全応募者にプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 審査結果等

- ア 一次審査の有無にかかわらず、審査結果を全応募者にメールにより通知する。
- イ 審査内容については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ても認めない。

(3) 審査方法

県の審査委員が、書類審査を行う。

(4) 審査項目

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務企画提案審査基準（別紙）のとおり。

## 13 プレゼンテーション審査

(1) 実施方法等

ア プレゼンテーションの配分時間の目安は、以下のとおりとする。

- ① 準備 5分
- ② 説明 15分
- ③ 質疑応答 10分

イ プレゼンテーションの説明内容は、提出期限までに提出した企画提案書（紙ベース又はパワーポイント等）に係るものとし、プレゼンテーションの場での新たな資料の提出や配付は認めない。

プロジェクター及びスクリーンは県が用意する。パソコンを使用する場合は、事前に県に連絡の上、当日持参すること。

ウ プレゼンテーション審査の出席者は、原則として、本業務を受託する場合に従事する予定の者3名以内とすること。

エ 提出書類及びプレゼンテーションの内容については、非公開とする。

オ 当日の日程等の詳細は、各プレゼンテーション参加者に別途通知する。

(2) 審査方法

一次審査と同じ審査委員が、審査を行う。

(3) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務企画提案審査基準（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、新增沢式採点方法により行う。

なお、応募者が1者のみの場合は、審査得点が総得点の6割以上であるときは、業務委託予定者として選定する。6割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

(4) 審査結果

ア 全てのプレゼンテーション参加者に審査結果を通知する。

イ 審査結果については、業務委託予定者の商号又は名称を県ホームページに公表する。

ウ 審査内容については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ても認めない。

(5) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じて、プレゼンテーション審査の方法をオンライン形式などに変更する必要があるので留意すること。その場合は、別途、プレゼンテーション参加者に通知する。

## 14 失格要件

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーション審査を欠席したとき。
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があったと県が認める場合。
- (4) 提案内容において、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当するおそれがあると県が認める場合。
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案が提出された場合。
- (6) その他この書面に示された条件に適合しないと県が認める場合。

## 15 公正な企画提案公募（プロポーザル）の確保

- (1) 企画提案公募（プロポーザル）参加者（以下「参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、業務委託予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募（プロポーザル）を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案公募（プロポーザル）に参加させず、又は企画提案公募（プロポーザル）の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 16 契約の締結等

### (1) 契約の締結

審査の結果、最も優れた提案として評価した業務委託予定者と提出された企画提案書を基に協議を行う。当該協議が整った後、改めて、業務委託予定者から見積書を徴して、別途定める予定価格の範囲内であれば委託契約を締結する。

なお、この協議の際、プレゼンテーションで使用した企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

おって、業務委託予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約条項等

下記17(1)に示す委託契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

### (3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 17 その他の留意事項

(1) 委託契約書は、別添のとおりとする。

(2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された関係書類は、選定手続に必要な範囲において複製することができる。

(4) 提出期限後の差替えや再提出は認めない。

## 18 問合せ先（事務局）

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 県民生活局 人権対策課

人権啓発係 担当者 二宮、菊池

電話：089-912-2456 FAX：089-934-4522

メール：jinkentaisaku@pref.ehime.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務企画提案審査基準

## 1 一次審査（書類審査）

	評価項目	配点（点）		
		項目別配点	項目別合計点	
1	基本方針	業務の基本的な方針と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプトや構成となっていること。	10	10
2	業務実績	類似・関連業務の経験や知見が豊富で、本業務を確実に効果的に遂行する実績を有していること。	10	10
3	業務執行体制	責任者や分担等が明確に示され、県の要請に応じて速やかに対応できる体制であること。	10	10
合計点				30

## 2 プレゼンテーション審査

	評価項目	配点（点）		
		項目別配点	項目別合計点	
1	基本方針	（一次審査（書類審査）を行う場合の評価項目と同じ）	10	10
2	業務実績	（一次審査（書類審査）を行う場合の評価項目と同じ）	10	10
3	業務執行体制	（一次審査（書類審査）を行う場合の評価項目と同じ）	10	10
4	提内 案 容	（1） 県民の興味や関心を惹きつけ、好感の持てるキャッチコピーやデザイン案であること。	10	60
		（2） 若年層をはじめとして、幅広い年代層に向けて訴求力を持つものとなっていること。	10	
		（3） 広報啓発の方法が多様であり、広範に広報啓発効果が見込めるものであること。	10	
		（4） 県民が自分の問題として考え、行動していくことを促す工夫があること。	10	
		（5） 感染状況等に応じて、臨機に対応可能な企画提案となっていること。	5	
		（6） ホームページ等による広報啓発を行う場合、関係する各種ルールを順守し、業務を確実に実施できるものとなっていること。	5	
		（7） その他特に企画内容が優れ、特に評価する内容があること。	10	
5	実績等の把握	（1） 業務の実績等が定量的、定性的に把握できるものとなっていること。	5	10
	見積額	（2） 提案された内容に対して、見積が妥当となっていること。	5	
合計点				100